

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者の選考基準について

令和 4 年 5 月 25 日

監事候補者選考会議決定

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考会議規程第 2 条に定めるところにより、監事候補者の選考基準を定める。

1. 監事の役割

監事監査は、業務の合理的かつ効率的な運営および会計経理の適正を図るものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

また、国立大学法人法の改正により、大学のガバナンス体制の確立及び理事長のリーダーシップの強化が図られたことから、監事が行う理事長および理事の業務執行に対する監査の重要性が高まっているところである。

本機構においても、かかる社会的要請を深く考慮し、監事の公正な監査により機構および機構が設置する大学の教育研究の活性化、ならびに理事長及び理事の業務執行の公正性の確保を期するところである。

2. 求める人材像

1. に示す監事の役割を考慮し、国立大学法人奈良国立大学機構の監事として、以下の①～④に掲げる資質を有し、かつ、⑤～⑦のいずれかの分野に属する者を求める。

[求める資質]

- ①理事長、理事及び教職員等と意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、運営上の課題の認識するよう努めることができること。
- ②監査意見を形成するに当たり、他の監事と情報を共有のうえ、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努めることができること。
- ③職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持することができること。
- ④教育、研究、その他大学における業務の特性や大学の社会的使命について理解を有し、その健全な発展に向けて建設的な対話と提言を行うことができること。

[求める分野]

- ⑤組織等においてリーダーシップを発揮した経験や、組織業務についての専門的知見を有している者。
- ⑥大学業務について深い知見を有している者。
- ⑦財務や決算に関する専門的知見を有している者。

3. その他の要件

関係法令等により、監事候補者を選考するにあたっては、以下の要件に留意する。

- ①国立大学法人法第 16 条（役員の欠格条項）に基づき、政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）を監事候補者の選考対象に含めない。ただし、教育公務員で政令で定める者（公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者等）は、非常勤監事候補者の選考対象に含めることができるものとする。
- ②公認会計士法第 24 条（特定の事項についての業務の制限）及び第 34 条の 11（特定の事項についての業務の制限）に基づき、国立大学法人奈良国立大学機構が指定する会計監査人と関係を有している者は、監事候補者の選考対象に含めない。
- ③文部科学省が示す監事候補者名簿様式の留意事項により、原則として、就任時年齢は常勤 69 歳、非常勤 74 歳以下の者を監事候補者の選考対象とする。